平成２２年（フ）第１６号
広島県三原市館町２丁目８番26号　メントレス206号、住民票上の住所広島県三原市宮浦５丁目16番36号
債務者　上野　幸三（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
愛媛県松山市辻町13番15号　第２サンハイツかねこ213号
債務者　毛利　泰介
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
愛媛県松山市竹原３丁目18番７号　ハウス松本203号
債務者　梅本　晃史
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
愛媛県松山市三町２丁目５番18号　久保力方
債務者　芳野　秀子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
愛媛県松山市祝谷６丁目1122番地16　クリスタルコート道後406号
債務者　門田真奈美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７号
愛媛県今治市大浜町２丁目２番23号
債務者　柳原滋賀子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第１３号
愛媛県今治市地堀２丁目４番27号、旧住所愛媛県今治市北鳥生町５丁目４番３号
債務者　村上　真美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７５号
高知市横浜新町２丁目402番地１
債務者　大平　清子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７３号
福岡県久留米市田主丸町地徳2680番地２
債務者　桑原アサエ
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７４号
福岡県久留米市田主丸町地徳2680番地２
債務者　桑原　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７５号
福岡県久留米市田主丸町地徳2680番地２
債務者　桑原　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５２号
福岡県久留米市安武町武島1670番地
債務者　原口　清治
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６９号
大分市敷戸新町６番１―106号
債務者　安部　文男
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８５号
大分市庄境１番44号　シークハイツ403
債務者　山口　　香（申立時の姓森崎）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９１号
鹿児島県鹿児島市三和町47番４号
債務者　吉村　元樹
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目29番15―303号
債務者　横手　秀昭
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目29番15―303号
債務者　横手ひろみ
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目37番78号
債務者　吉丸　由夏
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係